

All Japan Educational Model United Nations



United Nations
General Assembly
1st Committee (DISEC)

EIGHTIETH UNITED NATIONS GENERAL ASSEMBLY FIRST COMMITTEE

E/80/1/DR.2

Agenda item: AI と軍事 (AI and the military)

2025 年 8 月 5 日

Sponsor: Argentina, Australia, Austria, Cambodia, Chile, China, France, Israel, Lebanon, Libya, Norway, Pakistan, Philippines, Portugal, South Africa, Turkey, United States

第 80 回国連総会第一委員会は、

「安全、安心かつ信頼できる AI システムによる持続可能な開発の機会の獲得」が採決された決議 78/265、「人工知能の能力構築に関する国際協力の強化」が採決された 78/311、「致命的自律兵器システム」が採決された 78/241 を想起し、

AI の急速な発展がもたらす影響に対して対策が必要であることを強調し、

国際人道法がすべての AI に関する問題に適用されることを想起し、

LAWS の定義づけを国際社会全体で統一することを重要視することを強調し、

AI が広範囲で多大な影響を及ぼし、またその影響が将来さらに高くなることを再確認し、

AI の発達においても自由、プライバシー、人間の尊厳、表現の自由が守られるべきであることを強調し、

生成 AI の発展により起こりうる人権侵害、労働市場の変化、格差、差別、フェイクニュース、ディープフェイク、著作権侵害などの問題を留意し、ガイドライン制定の必要性を確認し、

言語、宗教、民族等の領域でマイノリティに属する人々 AI の恩恵を受けにくい現状であることを遺憾に思い、

AI には、人々の福祉と幸福を増進し、イノベーションと生産性を向上させるとともに、地球規模の重要な課題の解決の一助となる可能性があることを認識し、

AI のよりよい未来のためにすべての加盟国の間での共通の認識を持つことが重要なことを強調し、

軍事領域における新たな技術的応用、特に AI の自律性に関連する技術的応用が人道、法、安全保障、技術、倫理の観点から深刻な課題と懸念を提起していることを認識し、

LAWS がグローバルな安全保障及び地域的・国際的な安全性に及ぼすリスクに懸念を抱き、

LAWS の使用における意味ある人間の関与の重要性を強調し、

LAWS において、人間が意思決定に関与しないことが予測不能かつ不可逆な被害をもたらす可能性があることを認識し、

1. AI の設計、使用及び展開する際に以下のことを要請する；
 - a. AI による重大な判断においては人間の関与を保障する体制を導入する、
 - b. 人種、性別、年齢などに基づいて不当な扱いをもたらさない、
 - c. イデオロギー的な偏りから自由であり、真実を追求する形で設計する、

- d. 思考のプロセスが追跡可能である,
- e. 人種、性別、年齢などに基づいて不当な扱いをもたらさない形で設計する；
2. 加盟国が AI 技術を、教育の質と医療技術の向上、先進国、途上国間または地域間の社会インフラにおける格差の解消、治安維持、環境保護や自然災害の予防のために活用することを促す；
3. AI が意味ある人間の関与のもとで安全に研究・使用を進められることを強く要請する；
4. イノベーションの自由と人権の保護の両立を図るべきであることの重要性を強調する；
5. AI の貿易の監視、情報の保管、AI に関わる国際ガイドラインの制定の役割を担う新しい国際機関である、以下のような役割を担う AI 事務局を国連事務局内に設立することを推奨する；
 - a. AI 事務局は、生成・軍事 AI の輸出入時に、開発国と購入国に、最新の AI の状況を常に把握し、データを蓄積し、問題が生じた時の証拠書類として、または国際ガイドライン作成の参考資料として活用できるようにするため、AI のプロンプトの使用目的に関する文書をこの機関へ提出することを要求する役割,
 - b. AI 事務局は、AI 使用とその規制に関する国際的ガイドライン策定を行う中心となり、法整備モデルを提示することで、全ての国の技術発展を阻害しない形での技術格差是正を促す役割,
 - c. AI 事務局は AI に関する問題が生じた際に、仲裁を行う役割を担い、従来の国際司法機関よりも、専門的に責任の所在について討論する役割,
 - d. 責任の空白が生じないようにするために、国家、司令者、開発者（法人）の責任を考慮する役割,
 - e. LAWS の配備の際は、ステークホルダーと協議の上開発し、システムを配備する前に試験を行い、リスクを特定・軽減し、システムの監視を行うことを促す役割；
6. AI が間違った使い方をされないための若者への教育プログラムを、各国が AI 事務局の作成するガイドラインを参考に作成することを促す；
7. 多言語に対応する AI で、マイノリティに属する人々の意見を反映させることのできるようにすることの重要性を強調する；
8. すべての加盟国に対して、国際人権法に準拠して運用することが不可能な AI の使用を控えるか、または中止するように強く要請する；
9. 国際社会が LAWS によって引き起こされる課題や懸念に対処し、関係する問題の理解を深め続けることが急務であることを強調する；
10. LAWS の開発と使用において、AI 事務局が定めたガイドラインを参考に、各国が法整備を行い、LAWS 生産の削減目標を設定することを促す；
11. LAWS における失敗のリスクを軽減するためにセーフティガードを実施することを呼びかける；
12. AI によって侵害された人権については国際人権理事会に報告することを強く要請する；
13. これからもより良い AI と国際社会の共生のために AI 事務局で年次議論を行うことを強く促す。